

東京大学 理学部弘報

第1巻 第3号

昭和44年2月15日

内 容

総長代行の文書	
当面の課題について学生諸君に訴える	2
確認書の審議を終えて	3
評議会における確認書審議結果	4
理学会合日誌	6
教授会メモ	6
理学部教授会内委員会報告	
第1研究委員会（処分制度・学則）	6
第2研究委員会（学生参加問題）	7
第3研究委員会（部長・総長公選問題）	8
教務連絡（大学院単位取得，イタリア留学生）	9
東京大学弘報委員会刊行物の引用その他使用基準	9
寺沢寛一名誉教授逝去	10
編集後記	10

理学部では1月下旬から授業再開が具体的にすすみはじめ、日常の学業・研究は非常事態の中にも、幾分の落着きを示してきました。しかし昨年夏以来論議されてきました諸問題はむしろ今後に残されているというべきで、われわれは困難を直視しつつ、改革への歩を進めねばならない。医学部・文学部のように問題解決への動きが進まぬ部局もあり、教養学部のように混乱が再発しているところもあり、大学全体の状況の見通しはまだ明らかでないが、一方大学改革準備調査会の活動が進み、その調査資料も出始めたことは注目に値する。これに対して、教職員・学生諸氏の活発な討論や批判が行なわれ、新しい大学の建設への歩みの第一歩が踏み出されることが最も明るい望みであろう。学内警備の必要上、学生の勉学のための滞在時間に制限を加えざるを得ないような事態もなるべく早く解消するよう努力しなければならない。また2月4日には授業を休止して2月11日の休日とふりかえるなどの措置をとらざるを得なかった事情もあった。2月前半は大学当局としては、いわゆる七学部集会の確認書批准に日時を費した。理学部弘報の本号では、東京大学全体としての事態の進展にかなりの部分を割くこととしたので、総長代行名による文書を適宜掲載しました。

総長代行の文書

加藤総長代行は、2月上旬には

2月1日付「当面の課題について学生諸君に訴える」

2月3日付「2月4日の授業休止と2月11日への振りかえについて」

2月7日付「学生諸君へ」

2月9日付「確認書の審議を終えて」

と題して文書を配布した。そのうち2月1日付および2月9日付の文書をそのまま掲載する。他の二種の文書については以下その要旨のみを記す。

2月3日付文書は、2月4日に本郷構内で学外者をまじえて特別な集会が開かれる計画があったので、それによる混乱や危険を未然に防ぐため、不本意ながら当日閉門(除電岡門)して終日閉鎖し、当日の授業を、2月11日の休日に振りかえて行なうように取はからざるを得なかった事情を説明し、協力を要請したものである。

2月7日付文書は、評議会が7日中に確認書について最終的な結論に到達する予定であったのが6日午後から教養学部で不測の事態が生じたために確認書についての評議会の最終決定がおくれざるを得なくなった事情を説明し、妨害行動をとらぬよう一部の学生に要請したものである。

当面の課題について学生諸君に訴える

東京大学の紛争は、昨年1月に医学部のストライキがはじまって以来、1年余を経過した。この間に生じた教育・研究上の損失は、はかりしれないものがあり、また、教授と学生との間の信頼や、学生諸君同志の友情が受けた傷もきわめて深い。こうした犠牲を払いながら、この紛争はさまざまな問題を提起してきたが、そこで提起されたとくに重要な課題は、一方において教授会の自治、他方において学生の自治の意味を根本的に問いなお

すことであった。私は、この2つの問題について、われわれが当面全力をあげて対処しなければならない点を明らかにし、学生諸君に努力と協力を訴えたい。

まず学生の自治についていえば、今回の紛争の過程で、学生間の対立と衝突が次第に激化したことが、紛争解決の一つの重大な障害になったことは否めない事実である。ことに自派の主張を通すために、学外者を動員したり、武装して実力を行使したりしたことは、東大の構成員による、自主的で理性的な解決をいちじるしく困難にしてきた。

そこで、第一に、学生諸君に早急に期待したいことは、学生間のこの不幸な対立を克服して、統一的な自治組織を確立することである。その場合、これまで対立しあっていた学生間の共存に努め、多数者は少数者の権利を尊重するとともに、少数者は、学外者や武装に依存して多数者を無視することをしないという原則を確立することが必要である。それは必ずしも容易な道ではないであろう。しかしこれは、学生の自治を主張するためにも、また東大全体の今後の再建のためにも、不可欠の基礎条件にほかならない。

第二に、学生諸君は、学生運動が実力行使を容認するならば、諸君の意図が何であれ、結局は、大学の自治を内部から破壊する機能をもたざるをえないという事実を、はっきりと認識してほしい。

この点に関連して、最近、学内の秩序維持について、一部には学生の武装した自警体制をつくるべきだという意見もあるが、私は、それは大学のとるべき道ではないと考える。一つは、本来大学では、実力の行使について、一般の社会における以上に、きびしく自己抑制が課されなければならない。大学において必要なことは、何よりも、学内から実力による行動を早急に除去することであり、かりに実力行使が行なわれた場合にも、大学内部では、それに対する説得、討論、非暴力的な抵抗の域

をこえることは許されない。

そうした一般的な原則に加えて、とくに学生運動における対立の激しい状況の下では、一部に「武装自警」を認めることは、学生間の衝突を促進し、大学を政治勢力の激突の場と化することになるであろう。学生諸君の間には、学内で学生が実力を行使しても、警察の実力行使が行なわれない限り、大学の自治は守られているかのように思っている者もあるようであるが、学内で実力行使が容認されたならば、その限りで、すでに大学の自治能力は失われているという事実を忘れてはならない。したがって、大学としての限度をこえた実力行使については、一般の市民法が適用されてもやむをえないのである。

ここで第三に、私は、現在の大学の警備体制について学生諸君の理解を得ておきたい。大学としては、現在、夜間（閉門から開門までの時間）の本郷構内の警備を警察に要請している。それは、残念ながら、現在なお再封鎖や再占拠の危険が残っていること、および破壊された建物からの盗難のおそれがあることによるものである。本郷構内では、従来も大学との了解の下に、区域を限ってパトロールが行なわれており、現在も警察が夜間駐留しているわけではなく、通常よりは強化されたパトロールが行なわれているにとどまる。

しかし、私としては、事態が平静になるに応じて、段階的に警備の程度を下げ、できるだけ早く平常の体制に復していきたくと考えている。なお、昼間については、最近の苦い経験にかんがみ、学外者の入構禁止は当然続けたいが、厳格な検問は、特別の集会が予定され、実力行使の危険が大きいと予想される日以外は行なわないようにしたい。

いうまでもなくこれらは、大学にふさわしくない警備体制であり、こうした異常な事態には一日も早く終止符を打つべきである。私は、学生運動が実力行使を容認することの結果、いかに大学の自治が弱められるかについて、諸君のひとりひとりが、その認識を深め、学生自治のあり方について決意をあらたにすることを切に望みたい。

しかし、もとよりわれわれは、学生の自治についてだけ反省を求めつつもりはなく、この紛争を通じて、教授会の自治についても、自省を重ねてきた。

最近におけるその具体的な現われの第一は、七学部代表団との「確認書」である。その中で、われわれは、教授会の自治の下に過去になされた行為を自省するとともに、教授会の自治と学生の権利との新たな関係づけを試みた。

この「確認書」については、大学側としては、決定機関である評議会に持ちかえって確認したのち、学生側と意見が一致したときに、それを双方を拘束する正当性をもった決定とすることになっている。1月10日以降、学内に多くの事件が発生したため、評議会の審議は遅れているが、現在評議会と教授会とで討議が重ねられており、2月上旬には最終的に大学側の態度を決定する予定である。

教授側の自省の具体的な現れの第二として、われわれは、学生諸君をなんらかの形で加えた大学改革委員会を提案し、それが組織されるまでの間、教授側としての準備を進めるため、大学改革準備調査会と大学問題シンポジウムとを発足させた。このことは、すでに公表した通りである。大学改革準備調査会は、大学の基本的諸問題について、まず問題点の整理を行なっており、その結果は、順次発表していくことにするが、最初の報告は2月上旬に出される予定である。私は、これらの報告を素材として、全学的な討論を深め、今後の大学改革を力強く推進していきたい。この1年にわたる紛争の教訓を無にしないためにも、われわれは、「確認書」とともに、将来のあるべき大学への展望をもって、大学改革を実現していく重い責任を負っていると私は考える。

おわりに、以上のような教授会の自治と学生の自治への反省を深め、大学改革を推進するのと平行して、われわれが当面実現しなければならないのは、正常な教育・研究活動の回復である。すでに、いくつかの学部で授業が再開されており、破壊を受けた施設等の復旧も、急速に進められている。教育・研究活動の正常化には、教室、学科、学部など、教育・研究の現場で、ひとりひとりが学園生活の正常化のために地道な努力を積み重ねることが必要である。今日、大学の自治や学生の自治に対する外部からの批判や攻撃がきびしいが、それに対して有効にこたえるためにも、各人がこうした地道な努力を通じて、教育・研究活動のための正常な環境を形成していかなければならない。この困難な時にあたり、私は、学園の再建をめざして、全学の力が結集されることを、心から願ってやまない。

1969年2月1日

東京大学総長代行 加藤 一郎

確認書の審議を終えて

評議会は、七学部代表団との確認書について慎重に審議を重ねてきたが、「確認書の文言には必ずしも明確でないものが多いが、評議会は、加藤総長代行の1月28日付の『確認書についての説明』に示された解釈が、大

学当局の確認書についての基本的な解釈であることを確認する」との了解のもとに、本日、確認書の各項目ごとに評議会の態度を決定した。その結果は次の通りである。

1. 学生側七学部代表団の全部が署名した 15 項目(別記「確認書の審議結果」の記事にまとめて記す)については、すべて確認することを決定した。なお、ここにいる学生側の署名には、1 月 10 日以後、2 月 9 日の評議会の決定前に学生側の希望で追加されたものも含まれており、したがって全部署名の項目は 3 項目ふえて 15 項目となった。上記の 15 項目については、七学部代表団と、双方の意見の一致した点を確認しあい、それによって、これを双方を拘束する正当性をもった決定とすることになる。

2. 学生側七学部代表団の全部が不署名の 2 項目(別記)については、代表団との了解により確認書から削除することとなる。

3. 学生側七学部代表団の一部署名、一部不署名の 9 項目(別記)についても、最終の確認書には含まれないものとするに決した。これは、全学的な問題にかかわる項目につき、学生間の意見がわかれている状態において、評議会として、確認書に含めることは適当でないと考えたことによるのであり、それを否定するという意味をもつものではけしてない。

これらの項目のうち、過去の事実の確認に関する 2 項目(別記五の 2 と八)については、確認書と同一の文言で、評議会としての意思を表明することを決定した。

他方で、これらの項目のうち、大学の今後のあり方に関する他の 7 項目については、評議会として、つぎのような基本的な考え方をとり、学生諸君との積極的な討議を通じて、その具体化をはかりたいので、学生諸君の間でも早急に意見をまとめるように努力してほしい。

- (1) われわれは、大学の自治は教授会の自治であるという従来の考え方が、もはや不相当であり、学生・院生、職員も固有の権利をもち、それぞれの役割において大学の自治を形成するものとする。
- (2) われわれは、各学部および各系の学生自治組織を公認する方針をとるとともに、これらの組織の交渉の要求には、誠意をもって応ずる。この交渉の内容や形態については、これからの討議を通じて決めたい。また、暫定的な処分制度および緊急の場合の警察力導入の問題についての検討も行なっていく。
- (3) われわれは、大学における研究が自主性を失って資本の利益に奉仕することがあれば、そのような意

味での「産学協同」は否定すべきであるとする。
(4) われわれは、学生・院生や職員の代表がそれぞれの立場に応じて加わった大学改革委員会が、すみやかに発足し、今後の大学のあり方についての討議が深められていくことを強く望んでいる。そこでの検討事項や検討方法に関しては今後話しあって決めたい。

われわれは、以上のような基本方針のもとに学生諸君との討議を進めつつ、われわれ自身の努力によって、大学の自主的な改革を強く推進していく決意である。われわれは、学生諸君が、大学の当面するこの激動のさなかで、教授会の自治とともに学生の自治も重大な試練にさらされていることを認識し、大学の再建と改革とをめざす決意を新たにすることを強く期待する。

1969 年 2 月 9 日

東京大学総長代行 加藤 一郎

評議会における確認書審議結果

上記 2 月 9 日付総長代行の文書に述べられているごとく、評議会は確認書の各項目ごとに態度を決定した。学生側七学部代表団の全部が署名した 15 項目(下記)は評議会としてはすべて確認することを決定した。なお 2 月 11 日には学生側代表団と双方が意見の一致した点を確認しあい、その結果下記 15 項目は双方を拘束する効力を持つこととなった。なお確認書から外された項目も参考のために記しておく。学生側代表団には医学部もその後加わって八学部となっており、文学部・薬学部のみが代表団に加わっていない。

学生側七学部代表団の全部が署名した 15 項目 (学生側・当局側の双方で確認された項目)

一 医学部処分について

1. 大学当局は次の点を認め、この処分が白紙撤回されたものであることを再確認する。
 - (1) 日本の医療制度をめぐって、医学教育および医師研修制度の改革を要求した医学部学生の運動に対してその処分が妨害的役割を果し、その結果として、いわゆる政治的処分の意味を持ったこと。
 - (2) この処分が、本人からの事情聴取の手続きをふまず、「紛争」中にその一方の当事者である医学部教授会のみでそれを正当化する十分な理由なしに一方向的に行なわれた事。
2. 粒良君その他 11 名の学生の名誉と人権が深く傷

つけられた事に対して、大学当局は謝罪する。

3. 大学当局は、大河内総長をはじめ昨年3月11日当時の全評議員が、この処分決定に参加した責任上辞任した事を確認する。

4. 評議会はこの処分に関し直接重大な責任をもつ豊川、上田両教授の退官につき、適切な措置をとる。

三 追加処分について

1. 昨年1月29日以来の闘争の中で行なわれた学生・院生のストライキをはじめとした抗議行動については、大学側に重大な誤まりがあった以上、大学当局は処分の対象としない。

四 今後の処分制度

1. 新しい処分制度については、今後相互で検討する。ただし、大学当局は、その原則として、客観的に学生・院生の自治活動への規制手段としての役割を果たしてきた「教育的処分」という見地をとらぬこと。また、学生・院生の正当な自治活動への規制となる処分は行なわない事、且つ、その手続きにおいては、一方的処分はしない事を認める。

五 警察力導入について

1. 大学当局は、6月17日の警察力導入が、講堂占拠の背後にあった医学部学生の要求を理解し、根本的解決をはかる努力をつくさないままに、もっぱら事務機能回復という管理者的立場にのみ重点をおいてなされた誤りであった事を認める。

3. 大学当局は、原則として学内「紛争」解決の手段として警察力を導入しないことを認める。

六 捜査協力について

1. 正規の令状に基いて捜査を求めた場合でも大学当局は自主的にその可否を判断し、その判断を尊重することを警察に求めるという慣行を堅持する。また、警察力の学内出動の場合もこれに準ずる。

2. 学内での学生の自治活動に関する警察の調査や捜査については、これに協力せず、警察の要請があった場合にも原則的にこれを拒否する。

七 青医連について

大学当局は、青医連を正規の交渉団体として公認する。その詳細については医教授会と医学生・研修医が今後検討するものとする。

九 学生・院生の自治活動の自由について

3. 大学当局は、「矢内原三原則」を廃止する方向で停止する。

4. 大学当局は、学部共通細則第8条、第9条、第10条、同取扱内規3および4、掲示に関する内規など、学生・院生の自主的な活動を制限している条項の改

正または廃止について早急に学生・院生と交渉を開始する。

5. 自治組織と大学当局とのあいだの責任者名の交換、連絡方法、学生・院生の自主的な活動のための施設の利用や掲示などに関する必要な定めについては、学生・院生代表と大学当局とのあいだで、当面の措置と今後の措置とをとりきめる。

十 大学の管理運営の改革について

1. 大学当局は、いわゆる「東大パンフ」を廃棄する。

なお確認書から外された項目は下記の通りである。

学生側七学部代表団の全部が不署名の2項目 (確認書から削除される項目)

二 文学部処分について

大学当局は、この処分が従来の「教育的処分」という発想に基づいて行なわれた点において、旧来の処分制度への反省の契機となったことを認め、新しい処分観と処分制度のもとで再検討する。

三 追加処分について

2. 大学当局は林文学部長らに関する事件についても、旧来の処分制度で処分することはせず、新しい制度のもとでこれを取りあげる。

学生側七学部代表団の一部署名、一部不署名の9項目 (最終の確認書には含まれない)

四 今後の処分制度

2. 新制度が確立されるまで、右の条項を前提とした暫定措置については、今後双方が協議、交渉する。

五 警察力導入について

2. 大学当局は6月17日の警察力導入が人命の危険、人権の重大な侵害、ないしは緊急の必要という大学当局のいう基準に該当しなかった事を認める。

4. 緊急の場合、警察力の導入の問題については、今後両者の間で検討する。

八 「8・10 告示」について

大学当局は、「8・10 告示」を昨年12月3日に「大学問題検討委員会」を廃止した時点で、完全に廃止されたものと認める。

九 学生・院生の自治活動の自由について

1. 大学当局は、各学部の学生自治組織と東大學生自治会中央委員会、各系の院生自治組織と東大大学院生協議会を公認する方針をとる。

2. 大学当局は、右の自治組織の団交権（大衆団交を含む）を認める方向で、その交渉要求に誠意をもつ

て応じる。ただし、その内容・形態については今後話し合うものとする。

十 大学の管理・運営の改革について

2. 大学当局は、大学の自治が教授会の自治であるという従来の考え方が現時点において誤りであることを認め、学生・院生・職員もそれぞれ固有の権利をもって大学の自治を形成していることを確認する。
3. 大学当局は、大学における研究が資本の利益に奉仕するという意味では産学協同を否定するものであることを確認する。
4. 大学当局は、学生・院生・職員の代表を加えた大学改革委員会を設け、今後の大学のあり方を検討する。

理学部会合日誌

- 2月1日(土) 教室主任会議(10~12時)、総合計画委員会(13~15時)
- 2日(日)
- 3日(月) 大学院課程主任会議(10~12時)
於 化学小会議室
臨時教授会(15~17時半) 於 化学講堂
- 4日(火) 授業休止(11日とふりかえ)
- 5日(水)
- 6日(木)
- 7日(金)
- 8日(土)
- 9日(日)
- 10日(月) 大学院研究科委員会(14~16時)
於 化学小会議室
- 11日(火) 建国記念日であるが、4日とふりかえて授業実施
- 12日(水)
- 13日(木) 臨時教授会(13~16時) 於 化学講堂
- 14日(金)
- 15日(土)
-
- 19日(水) 定例教授会予定

教授会メモ

臨時教授会(2月3日, 15~18時)

議題: 報告事項

- 2月4日の授業休止と2月11日の振りかえについて
構内の警備
国有財産損害に関する総長代行の告訴
理学部授業再開状況

七学部集会の確認書についての審議
臨時教授会(2月13日, 13~16時)

議題: 12日の事件に関する報告

確認書のことについて

理学部全員交渉予備折衝経過報告と今後の予定

理学部教授会内委員会報告

本号では、第1・第2・第3研究委員会の活動状況を報告する。これらの委員会は、昨年11月に理学部教授会内で、それぞれ「処分制度・学則」「学生参加問題」「学部長・総長公選問題」を検討するために発足したものであり、各委員会とも度重なる会合を開いて審議をすすめた。上記の問題は単に理学部内の問題ではなく、いずれも全学的な大問題であり、近い将来全学的規模で慎重な審議を重ねて解決すべき諸問題である。

加藤総長代行は、既に本年1月早々「大学改革準備調査会」と「大学問題シンポジウム」を発足させている。前者は、学生等を加えた大学改革委員会(仮称)が設置されるまでの間、総長代行の諮問に応じて大学改革のための教官側の予備的調査研究を行なう会であり、規則・処分、総長制度、組織問題に関する各専門委員会が置かれている。一方「大学問題シンポジウム」は大学改革準備調査会と併行して、大学紛争の原因を明らかにするとともに、大学のあり方について理論的な考察を加えることを目的とし、指名された各人がそれぞれの意見を提出する方式をとる。

理学部教授会内の各研究委員会の考えも上記の全学的組織における検討に過宜反映されることにならうと思われる。

第1研究委員会

この委員会は大学における処分制度や学則の問題について検討する委員会であり、構成員は現在のところ

島内(化学)、野田(生化)、西川(物理)、福島(地物)である。既に何回も会合を開いて、まず処分制度の問題について検討し、一応その見解をまとめた中間報告を出し、その報告に対する意見を考慮してさらに検討をすすめている。中間報告では

処分の目的および効果

大学において規律を破る行為とは何か

規律違反を裁定する方法

などについて詳しく見解が述べられている。以下その報告の骨子のみを記す。

大学は一つの特殊な目的を持つ社会であり、すべての

第2 研究委員会

学生が教育を受け、自由に自己を形成するにふさわしい環境がなければならず、またすべての研究者が自由に学問に打ち込み、教育・研究の任務を通じて社会に貢献することを保障する態勢がなければならない。このような使命を持つ大学の中で、個々の構成員が他の構成員の教育・研究の自由を尊重し、大学の任務を遂行するためには互いに守らなければならない規律が自らある。

大学には従来から学生に対する教育的処分というものがある。これは「大学が学生を教育しようとする意図で行なわれる処分」という意味であり、社会一般の刑罰が単に教育的な意図だけではなく、罰・償い・見せしめなどの意味を含むのと区別されるといわれていた。しかしこのような意味の教育的処分については、実際にそのような処分が可能であるかどうか重要な問題である。教育的意図で行なわれる処分である限り、実際に教育的意義と教育的効果を持たねばならない。教育的意義を持ちうるためには、教官と学生との信頼関係が失われてはならず、またその処分が政治的処分と混同されるようなことがあってはならない。そこで処分そのもののあり方を本質的に深く掘下げて考えることが必要であり、教官も学生も十分に納得しうるような規律とそれを守る方式を生み出すことが大切である。

具体的に規律が破られる行為としては

- (i) 倫理的に受け入れ難い行為
- (ii) 現行の法律を破る行為
- (iii) 大学が持つ目的と使命の達成を妨害する行為
- (iv) 大学内で他の構成員の自由と権利を侵害する行為
- (v) 大学の内規や慣行を破る行為

が考えられる。このうち (i)(ii) の種類の問題では社会における法的判断にゆだねられるので、原則的には判定を大学内で独自に行なう必要はないと思われる。一方 (iii)(iv)(v) については、大学で規律委員会を設け、提訴された問題について審査・判定を行なう必要がある。一般にこの場合には実は「大学のあり方」についての意見の相違からくる問題も多く、大学全構成員の間で意見の一致を見ることができない場合もある。自治会の決議などによってストライキが行なわれた場合、たとえ少数の者でも聴講の権利が冒されることなどは、大学の規律に関する問題というよりも、自治会活動における構成員の権利と義務の問題として取扱われるべきものであろうし、少数意見者が多数の意見に承服しない場合に提訴があれば (iv) 項に該当するものとして取上げられる。規律委員会についての具体的な案までも考えてみたので、それをもふくめて詳しい報告書を作成してある。

第2 研究委員会は、学生参加問題を検討するために設けられたもので、河田(数学)、木原(物理)、木下(清)(動物)、佐々木(物理)、末元(天文)、門司(植物)、吉田(動物)の7人の委員で構成されている。昨年11月に発足してこれまでに約10回の会合を開いた。ある時は自由討論を行ない、また諸外国の大学における学生参加についての諸文献を勉強し、また現在の東大における参加の実状をしらべたりした。この間、委員以外の理学部教授会の多くのメンバーに加わっていただいで一しょに討論したことも多い。また教授会に中間的な報告も行なった。

この委員会の目的は、東大における学生参加の問題について、急いで結論を出すことではなく、今後この問題について具体的に決定して行くための基礎的な勉強をすることであった。僅かな期間の勉強の結果わかったことは、現在諸外国の、またわが国の多くの大学で、きわめて多種多様な意見が述べられ、あるいは具体化されつつあるが、大部分はまだ意見の段階にとどまり、少数がやっと実験の段階にすぎず、われわれが模範とするようなものを見出すことができなかった。しかし、外国の例では、米国の University of California (Berkeley) や、英国の London School of Economics and Political Sciences の報告書は参考になる点が多かった。

以下学生参加についての問題点をいくつか挙げよう。

(1) まず問題の取り上げ方である。総長選出法とか、処分の方法とかいう現実の具体的問題に、現在の紛争と直接に関連して考えて行く方法もあるが、他方大学のあり方から出発して、その中で学生参加を位置付けて行くという演繹的方法もある。欧米の例では、主として演繹的に考察されている。

(2) 大学の理念。いずれにせよ、われわれは大学の理念を明白しておかなくてはならない。“大学は学問の場である”ことは自明であるが、ここに繰返しておく。大学は学問の研究・教育を行なうところであるが、そのあり方をあまり抽象的に考えるべきでない。理学部において研究・教育がどのようになされるべきか反省しなくてはならない。この点は学部・研究所等によって異なっているであろう。次に大学と社会との関係を見失ってはならない。大学での専門家育成、職業人養成も大きい任務である。

(3) 学生の地位。学生は単に何ヶ年間か学する旅行者のようなものではなく、大学の任務を分担する構成員であることは、今日広く認められて来た。しかしすべて

の構成員が、すべての点について、一律に平等なものではないことは当然である。例えば、基本的人権に関しては平等であるが、研究・教育や、管理運営の面では、その学識・経験や、その立場・責任の上で一様ではない。この点は深く掘り下げて考える必要がある。

(4) 学生参加の原理。学生参加の目的は何か、その根拠は何かという点を十分に反省しなくてはならない。それは、大学の固有の目的に向かって発展させるための積極的なものである。それは運営・管理への参加のみを意味しない。特に大学院学生にあっては、学問への貢献を積極的に評価すべきであろう。またよりよい教育を受ける権利、教育に対する注文もあろうし、学生団としての自治等々多くの事がらが考えられる。一面学生の参加は、学生の責任を伴うことを十分に知っておかねばならない。

(5) 学生参加の態様。今日のように大きくなりすぎた大学において、これを一体とした大学共同体を維持することは、もはや困難となって来ている。しかし、理学部においては、あるいは各教室においては教官および学生は学問追求のための共同体を構成していると考えられることは、極めて自然な事と思われる。一面、大学は教授団、学生団等々の利益を異にする集団の集まりと見なす考え方もある。あるいは両者を対立するものとは見なさず、単に学生団を全体の一つの部分集団とみて、そこに一定事項についての自治を持つものと見る中間的な立場もあろう。これらの点については、余り性急に決定してはならない。カリフォルニア大学の報告書では、共同体とみる多数意見と、対立する利益集団よりなると見る少数意見と、二通りの考え方を並記してある。

(6) 学生参加の方式。これは多様であって、例えばカリフォルニア大学の報告書では、次のものが挙げられている。(i) 共同決定方式、(ii) 諮問方式、(iii) 学生のごとはすべて学生側にまかせる方式、(iv) 大学側が決定する前に学生の意見をきく方式等々。しかし目的・事項によって方式は一律である必要はない。またこれらの方式のどれにも長所と短所があり、論理的に一つの解を見出すことはむづかしい。

(7) 参加する事項。学生の参加には、いわゆる幾つかのレベルがある。全学レベル、学部レベル、教室・研究室レベルに応じて、当然取り上げる事項が異なって来る。大まかに区別して、全く学生の自治に委せるべき事項もあれば、反対に教授会に決定権を与えるべき事項もあり、その中間的に考えられるものもある。個々の学生の入学・卒業・成績、個々の教官の人事等は、諸外国の例によっても、教授会の決定事項となっている。研究・

教育・管理運営に関する諸事項の位置付けは、一つ一つ具体的に考えて行かねばならない。同時に、現在の大学の管理運営機構そのものが、改革をせまられている。現状の下での参加のみを取り上げるのでは、考察は不十分であろう。

以上で学生の参加についてすべての問題点を取り上げたというのではない。参加の問題を余り細かく分析することは、法律的技術に深入りしすぎる恐れがある。全体を見通す広く深い哲学を持たねばならない。これこそ理学部の全構成員の知恵を集めてもらいたい点である。

第3 研究委員会

この委員会は、当面の課題として理学部長を公選する問題について、理学部教授会で研究討論するための資料を作成する任務を持つと諒解して活動した。委員は

小倉(生化) 浅田(地物) 朽津(化学) 古谷(植物) 各教官であり、数回の会合を開いて資料作成を急いだ。この種の問題を検討する方法論としては(A) 演繹的方法と(B) 経験的方法が考えられる。(A) に従えば、(1) まず学部長の機能権限、学部長と学部構成員との関係を分析し、(2) 構成員の資格・権利・義務から生じる参加のしかたを検討した上で、学部長の選出方法を論ずべきである。一方(B) に従えば、現在行なわれている方法、他の構成員が抱えている要求希望、他学部・他大学・諸外国で行なわれている方法などを調査して、実際の利害得失を比較評価し、考えるすべての方式を列挙してその問題点を思考実験によって指摘すべきである。

以上の(A)、(B) 両面からの検討が必要であるが、現在の東大の事態は流動的であり、従来の伝統的理念を根本的に再検討すべき情勢にあること、第2研究委員会が「学生参加の理念の検討」を行ないつつあり、また総合計画委員で理学部の将来像を検討しつつあることから、第3研究委員会としては独自に理念の検討を試みるよりも(B) の経験的方法を進める方が実際的であると考えている。その線にそって資料の収集、整理につとめ、約50頁の報告書をまとめた。現在教授会において検討されている段階である。

現行の理念によると、学部長は(1) 学部の責任者であり、(2) 教授会の主宰者となり、(3) 学部の管理運営に関する事項について執行の責に任じ、(4) 評議員として大学の重要事項の審議に参与し、大学全体の管理運営について、学長を補佐するものである。

このうち「教授会の議長、主宰者としての機能」を重視すれば、学部長の選考を教授会メンバーが行なう現行

制度が最も適当な方法ということになる。また「学部の責任者、管理運営事項の執行責任者、評議員としての機能」についても、学部全体の視野に立って教授の中から最適者を選考するためには、経験・知識・識見を選挙人は必要とするので、少なくとも教授会メンバーが選考者の主体となる必要がある。

一方現行制度では、学部長の機能の中に学部構成員全体の利害を直接に左右する権限がふくまれているので、教授会メンバー以外の教官や学生の意志が何らかの形で反映することを考慮する考え方も一理ある。万一教授会メンバー以外の構成員が支持し得ない教授が学部長に選ばれたときに、学部長が就任後信頼に反する行為をしたならば、現制度ではそれに抗議する公的な方法が与えられていない。学術会議の学術体制委員会・学問思想の自由委員会の合同委員会の報告によると、学生は単なる「営造物利用者」でなく、「能力に応じて教育を受ける権利をもつ主体的存在」と考えるべきであるとの見解を述べている。従って「教授会メンバー以外の学部構成員が何らかの形で学部長の選考に参加し、意志表示をすること」は、教授会メンバー以外の学部構成員の不利益が生ずる恐れがあるという弊害を未然に防ぐ一つの方法ではある。

しかし以上の議論は学部長の機能・権限が現行制度に定められている通りのものと仮定した場合のことであり、今後は学部長の機能・権限を適当に分割して新しい学部運営方式を考えるならば、学部各構成員の不利益を未然に防ぎながら適当な学部長を選ぶ方法について自ら異なった学部長選考方式が出てくるであろう。

要は学部長公選問題は他の重要問題（理学部将来計画、学生参加方式など将来の学部のあり方や管理・運営方式）の一環として考えらるべき事項である。

教 務 連 絡

大学院単位取得について

本年3月に大学院修士課程2年および博士課程3年修了予定者は、所定の単位がとれているかどうか各自よく調べておく必要があります。受験届票または単位取得申請票は2月22日までに担当教官に提出しておいて下さい。なお3月3日～8日の週には必ず各自理学部事務部大学院掛のところにおもむいて修了するのに必要な単位数が満たされているかどうか確認して下さい。この件に関する掲示が各号館に掲示されています。修士2年・博士3年以外の大学院生もなるべくこの際単位取得を申請しておいて下さい。

イタリア政府奨学金留学生募集

イタリア政府では、わが国から1969～70学年度の政府奨学金留学生13名を募集しています。概要は

専攻分野：人文科学，社会科学，自然科学および芸術

受入機関：大学の大学院課程または附置研究所，公的の研究所，イタリア語に関する研修機関，特別の調査・研究・実地修習など

給費期間：1969年11月～1970年6月

奨学金：月額90,000リラ（邦貨約52,200円），授業料免除

往復旅費：日本・イタリア間の往復旅費は支給されない。

出願資格：旧制または新制の大学を卒業している者，または本年3月卒業見込の者。

出願手続：和文11通・伊文3通の所定出願書類を3月4日（火）までに東京大学庶務部庶務課外事務掛に提出する。

詳細は理学部事務部大学院掛におたずね下さい。

東京大学弘報委員会刊行物の引用その他使用基準

昭和44年1月29日付にて東京大学弘報委員会（委員長：川田 侃 経済学部教授）より、表記の件について下記のように統一基準を決定いたしましたと各部局長に通達がありました。これについて必要な場合には部局内に周知の方法をとっていただきたいと依頼されていますのでここに掲載いたします。

東京大学弘報委員会発行「速報」および「資料」の引用その他使用基準

弘報委員会の発行する前記公刊物は、公の機関（東京大学弘報委員会）が公の費用で刊行したものであり、配布あるいは閲覧対象は教官および本学学生・職員に限定したものであります。右のように対象を限定したという特殊の性格にもとづき、これら行刊物の引用その他に際しては、次の二つの条件に従うようおねがい致します。

一、引用またはその他使用に際しては、刊行物の種別、号数、箇所を事前に弘報委員会に御連絡の上許可を求めること。その部分的引用または使用に際しては、必要に応じて原稿を印刷前に弘報委員会に提示するよう御願ひすることがあります。

二、公費による刊行物である性格から、版権料等につい

て、どう処理すべきかは、本委員会で目下検討中で、まだ結論に達しておりません。したがって右の許可があった場合にも、この点については、なお事後の協議によって解決すべき余地を残す留保付のものであることを御了承下さい。

以上
東京大学 弘報委員会
委員長 川 田 侃
連絡先 (811) 3 3 9 3

寺沢寛一名誉教授逝去

本学名誉教授寺沢寛一博士は、かねて病気療養中のところ、2月5日午前9時12分通信病院にて御逝去されました。行年86才。葬儀は2月9日(日)午後1~2時、告別式は引続き2~3時に青山葬儀所で行なわれました。葬儀に際しては、加藤総長代行の弔辞を久保理学部長が代読されました。

寺沢寛一名誉教授の略歴を記すと

明治 15 年 山形県に生る
41 年 東京帝国大学理科大学理論物理学
卒業、大学院進学、理論物理学専攻
大正 2~5 年 独・英・仏・米に応用力学研究の
ため留学
6 年 東北帝国大学理科大学講師
同大学工学専門部教授
7 年 東京帝国大学理科大学教授、航空物
理学講座担当、兼航空研究所員
昭和18年3月 定年退官
18年12月 名誉教授の称号を贈らる。

この間

昭和 13 年 3 月—18 年 3 月 理学部長
14 年 5 月—17 年 1 月 地震研究所長
17 年 1 月—18 年 3 月 航空研究所長
18 年 2~3 月 総長事務取扱 (平賀総長逝
去のあと)

をつとめられた。本学退官後、電気通信大学学長を10年の長きにわたり務められた。昭和26年、日本学士院会員に推薦された。

故寺沢寛一先生は、昭和8年に故田丸卓郎教授のあとを継がれて理学部で力学の講義をされました。力学第1、力学第2、航空力学と古典力学の範囲の各学年の講義を受持たれ、いずれも明晰な講義で、強い影響を与えられました。寺沢先生は身を持するに厳、人を遇するに柔で、先生に接する人は皆、寡黙のうちに凛乎たる気魄が秘められた古武士的風格に打たれたとのことで、なにものにもとらわれない学問研究の自由は先生が最も重んぜ

られるところでありました。

先生は長い間物理学教室主任をつとめられ、また理学部長、航研所長、震研所長、総長事務取扱などの要務に就かれ、本学の運営に極めて大きな貢献をされました。昭和17年4月に理学部の地震学科が発展して地球物理学科が発足するに際しても先生の大きな御尽力がありました。

寺沢先生にお目にかかる機会に恵まれなかった人々も、先生の著書を通じて教えられるところが多いと思います。「余は数学の専門家ではない。それにも拘らず本書を草するに到ったのは種々の理由がある。……」の序言ではじまる「自然科学者のための数学概論」を愛用されておられる方々は後を絶たないであろう。

寺沢先生の訃報に接し、謹んで哀悼の意を表します。

編集後記

理学部弘報の刊行がはじめられてから、大学をめぐる諸事態の変動がかなりはげしく、従って事態の推移を報告する記事がかなり多くなっていったことはやむをえないと思います。しかしこの弘報が皆様にいろいろと情報をお知らせする役目を果し、ひいては理学部の中に風を通す一つの助けとなれば幸甚です。

今回は理学部教授会の中で、「処分制度」「学生参加」「学部長公選」問題を考えてきた第1、第2、第3研究委員会の活動概報をのせましたが、これらは各委員会で行なわれた議論の大雑把なまとめにすぎず、討論の全部をつくしているわけではなく、また教授会全体としてこれらの問題について徹底的な議論をつくしたわけではありません。

そのような理由で、各委員会の教官方ははいまの段階で弘報に委員会報告を掲載することを遠慮されがちでありましたが、皆さんに活動の方針・趣旨などだけでも紹介していただくために特別お願いいたしました次第で、稿をお寄せ下さいました委員会の方々に感謝いたします。各委員会ともこれまでの詳しい討論のメモを持っておりまし、いろいろとこれらの問題について詳しく質問されたい方々は各委員会の委員の方々にお聞き下さい。委員の方々はもちろん喜んでお答えし、また議論に応じて下さると思いますので、御遠慮なく御たずね下さい。みなさんからの御質問あるいは御意見とそれに対する答えなど、活気ある論議を弘報紙上にて展開されることを期待しております。

御投書は下記あて学内便にてお届け下さい。

地球物理研究施設 福島 直
(内線電話 7511)